

DISCLOSURE **2008**
SBI Insurance Co., Ltd.

SBI損害保険の現状

SBI損保

ごあいさつ	1
-------	---

I 会社の概況および組織	
1 代表的な経営指標等	3
2 経営理念	4
3 会社の沿革	4
4 組織	5
5 株主・株式の状況	5
6 役員および従業員の状況	6

II 主要な業務の内容	
1 取扱商品	7
2 各種サービス	8
3 お客さま満足度へのチャレンジ	9
4 保険のしくみ	11
5 保険約款	12
6 保険料	12
7 保険金のお支払い	13
8 保険募集	14

III 会社の運営	
1 コーポレート・ガバナンス態勢	16
2 内部統制システムの構築	16
3 リスク管理態勢	17
4 法令等遵守の態勢	17
5 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性（第三分野に係るものに限る）	19
6 社外・社内の監査・検査体制	19
7 CSR（企業の社会的責任）	19
8 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	19

IV 主要な業務に関する事項	
1 直近の事業年度における事業の概況	22
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	23
3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等	
1. 主要な業務の状況を示す指標等	24
2. 保険契約に関する指標等	27
3. 経理に関する指標等	29
4. 資産運用に関する指標等	32
5. 特別勘定に関する指標	34

V 直近の2事業年度における財産の状況	
1 計算書類等	
1. 貸借対照表	35
2. 損益計算書	37
3. キャッシュ・フロー計算書	39
4. 損失処理の状況および諸指標	40
5. 株主資本等変動計算書	40
2 リスク管理債権	40
3 債務者区分に基づいて区分された債権	41
4 ソルベンシー・マージン比率	41
5 時価情報等	42
6 監査法人による監査の状況	42

財務諸表の適正性・内部監査の有効性に関する確認書	43
損害保険用語の解説	44

ごあいさつ

弊社は、2006年6月にSBIホールディングス株式会社とあいおい損害保険株式会社の共同出資による損保事業の準備会社として設立され、2007年2月には新たにソフトバンク株式会社が資本参加しました。2007年12月に損害保険業の免許を取得し、2008年1月より、自動車保険を第一弾のサービスとして損保事業を開始いたしました。

私たちSBI損保は、SBIグループがインターネットの草創期より培ってきたインターネット金融事業の多様なノウハウや経験、およびネットを通じた多くのお客さまとのつながりと、あいおい損害保険株式会社が有する、損保事業における永年の実績により裏づけられた業務ノウハウを融合し、主にインターネットを通じて、より価値の高い損害保険サービスを提供してまいります。

既存の概念にとらわれることなく、私たちSBI損保は、常に「顧客中心主義」を貫き、お客さまにとって、よりわかりやすく、より身近でより利便性の高い損害保険サービスの提供に努めるとともに、急速に進化する情報化社会において、人々のライフスタイルの変化、リスクの多様化などへお応えすべく、損害保険業界のイノベーターとして革新的なサービスを追及し、社会へ貢献していきたいと考えております。皆さまには、なにとぞご愛顧およびご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

SBI損保

SBI損害保険株式会社
代表取締役社長

城戸博雅

I 会社の概況および組織

1 代表的な経営指標等

	平成18年度	平成19年度	用語説明
正味収入保険料	－百万円	1百万円	ご契約者からお預かりした保険料（元受正味保険料）から再保険料を加減した額で損害保険会社の売上規模を示す指標です。 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料
正味損害率	－％	873.1％	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味損害率（％）＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料×100
正味事業費率	－％	11,441.9％	正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味事業費率（％）＝（保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費）÷正味収入保険料×100
保険引受損失	－百万円	216百万円	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、保険金・損害調査費等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支（自賠責保険などに係る法人税相当額等）を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。 保険引受利益（損失）＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支
経常損失	115百万円	335百万円	正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費等の「経常費用」を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純損失	117百万円	351百万円	経常利益（経常損失）に特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額等を加減したもので、保険会社の最終的な利益（損失）を示すものです。
ソルベンシー・マージン比率	19,404.3％	19,533.5％	保険会社における保険金の支払余力を示します。保険会社は、保険契約上の責任を果たすための引当として責任準備金を積み立てていますが、予想を超えた保険事故のリスクや、資産運用をめぐるリスクなどが発生した場合に、自己資本や準備金を取崩して対応する必要があります。ソルベンシー・マージン比率が200％を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。
総資産額	2,907百万円	2,624百万円	損害保険会社が保有する現金・有価証券・貸付金等の資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」であり、損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	2,882百万円	2,530百万円	損害保険会社が保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、貸借対照表上の「純資産の部合計」で、損害保険会社の担保力を示します。
その他有価証券評価差額	－百万円	－百万円	「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」等により、有価証券等を売買目的、満期保有目的、子会社株式および関連会社株式、責任準備金対応債券、その他有価証券に保有目的で分類します。その他有価証券評価差額金は、その他有価証券の時価と取得原価の差額（いわゆる含み損益）から法人税等相当額を控除したものです。
リスク管理債権	該当なし	該当なし	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分類されています。
資産自己査定結果における分類額計	－百万円	－百万円	保有資産を価値の毀損の危険性等に応じて、自己で分類区分をします。債務者の状況および債権の回収可能性の評価に応じてⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4つに分類し、このうち、何らかの回収の危険性又は価値の毀損の可能性があるⅡ、Ⅲ、Ⅳ分類の合計額です。

2 経営理念

私たちSBI 損保は、平成20 年1 月より営業を開始したまだ新しい損害保険会社です。「より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために」をミッションに、インターネットを最大限活用し、お客さまによりわかりやすく、身近で、より利便性の高い損害保険サービスを提供すべく、従来の概念にとらわれることなく先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求してまいります。

ミッション

より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために

ビジョン

私たちSBI 損保は、インターネットの普及や携帯電話の発達をもたらす新しいライフスタイルの中で、従来の概念にとらわれることなく、わかりやすく、利便性の高い先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求してまいります。

4つの基本指針

SBI 損保は、インターネットの利便性を最大限活用し、お客さまにとって最適なサービスを提供するために以下の4 つ指針を実現してまいります。

合理的な保険料と最適な商品の提供

徹底した業務の効率化により、お客さまの求める保険商品をリーズナブルな保険料で。
SBI 損保は、たゆまぬ経営努力により、お客さま一人ひとりのニーズに合った保険サービスを実現いたします。

常にお客さまにとって身近な保険会社であること

いつでも、どこでも安心してご利用いただける保険会社。
SBI 損保は、全国対応のサービスネットワークとインターネットを通じた万全のサポート体制を実現し、お客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。

簡潔でわかりやすいサービスの実現

複雑な保険サービスをわかりやすく、申込やお手続きを簡単・便利に。
SBI 損保は、お客さまの視点に立ち、簡単でわかりやすいサービスを実現してまいります。

保険業界のイノベーターであり続けること

利便性の高い先進的な保険サービスの追求と新たな事業への継続的な取り組み。
SBI 損保は、常に自己進化を怠らず、新たな保険サービスの創造に挑戦し続けてまいります。

私たちSBI 損保は、急速に進化する情報化社会において、ライフスタイルの変化、お客さまニーズの多様化などにお応えすべく、常にお客さまの立場に立った「顧客中心主義」を貫くことで、損害保険事業を通じた社会貢献を実現していきたいと考えております。

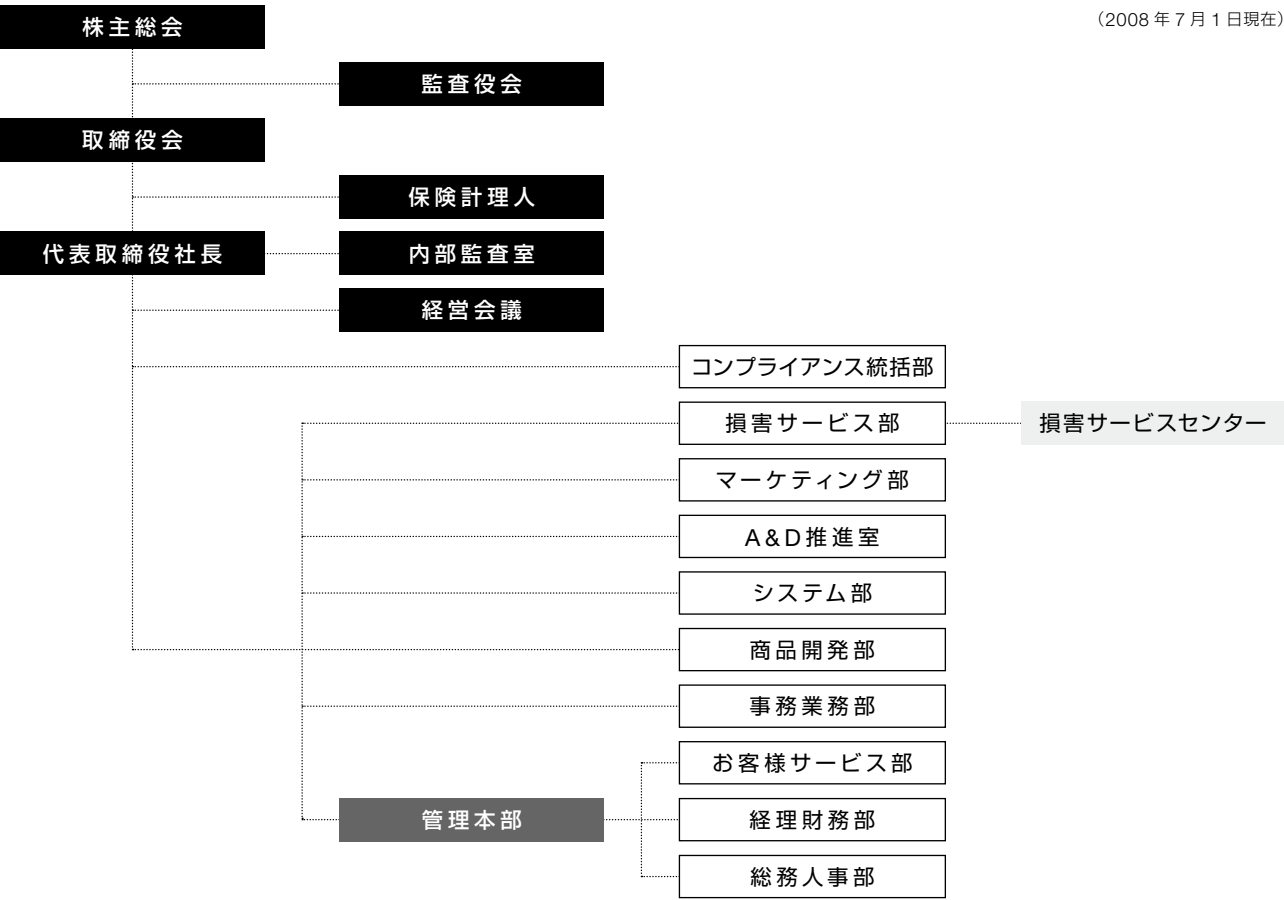
3 会社の沿革

2006年 6月	SBIホールディングス株式会社とあいおい損害保険株式会社の共同出資によりSBI損保設立準備株式会社設立 資本の額1億円（うち資本金1億円）
2007年 2月	資本の額を30億円に増資（うち資本金15.5億円、資本準備金14.5億円） ソフトバンク株式会社が新たに出資
2007年12月	損害保険業の免許を取得 商号をSBI損害保険株式会社に変更
2008年 1月	営業を開始

I 会社の概況および組織

4 組織

1. 本社機構



2. 店舗所在地

① 本 社

〒106-6018
東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー 18F
電話番号 03-6229-0060（代表）

② 損害サービス部・損害サービスセンター

〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号 星和恵比寿ビル 2F
電話番号 03-6859-0711

③ 全国サービスネットワーク

損害調査ネットワーク	(2008年7月1日現在) :全国約190カ所
SBI損保安心工場ネットワーク	:全国約650カ所
SBI損保安心ロードサービス拠点	:全国約5,500カ所

5 株主・株式の状況

1. 基本事項

株主総会開催時期	: 毎年4月1日から4ヶ月以内
決算期日	: 毎年3月31日
公告方法	: 電子公告（※）（※）公告掲載URL（ http://www.sbisonpo.co.jp/koukoku/index.html ）

2. 株式分布状況および株主

(2008年3月31日現在)

株主名称	本社住所	持株数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,960株	61.6%
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	20,040株	33.4%
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	3,000株	5.0%

3. 資本金の推移

(2008年3月31日現在)

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増資額	資本の額
2006年6月	2,000株	2,000株	—	100,000千円
2007年2月	58,000株	60,000株	1,450,000千円	1,550,000千円

6 役員および従業員の状況

1. 役員の状況

(2008年6月27日現在)

役職名	氏名	担当業務
代表取締役社長	き ど 城戸 ひろよし 博雅	
代表取締役副社長	おかだ 岡田 まさひろ 匡央	損害サービス部
取締役	やまざき 山崎 しょういち 昇一	管理本部
取締役	ふじおか 藤岡 かずのすけ 和之輔	システム部、事務業務部
取締役（社外）	すみの 住野 あきら 彰	（あいおい損害保険株式会社 事業企画部 理事部長） （あいおい損保CSデスク株式会社 取締役） （アドリック損害保険株式会社 取締役）
常勤監査役（社外）	はやかわ 早川 ひさし 久	
監査役（社外）	ほった 堀田 よしたか 喜隆	（あいおい損害保険株式会社 経理部 担当部長）
監査役（社外）	すずき 鈴木 しんや 真也	（SBIファイナンシャル・エージェンシー株式会社 代表取締役社長）

2. 従業員の状況

(2008年3月31日現在)

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
従業員数	5名	47名	42名	40.6歳	0.6年	3,345千円

Ⅱ 主要な業務の内容

1 取扱商品

SBI 損保の自動車保険（個人総合自動車保険）

1. ネット損保だからできる「納得価格」

インターネットの利便性を最大限に活用し、業務の効率化とお客さまを直接サポートすることにより削減されたコストを保険料に還元させ、納得の保険料のご提供を実現しています。

2. 合理的な保険料の算出基準

① 「お車の条件」に合わせた保険料設定

車種・型式によって保険料が異なるほか、お車を業務で使用する場合やレジャーで使用する場合など、使用目的によっても保険料が異なります。たとえば、主に土日や祝日にしかお車を使用しない方は、保険料がお安くなります。

② 「お客さまの条件」に合わせた保険料設定

運転者の年齢や運転免許証の色、範囲によって保険料が異なるほか、ノンフリート等級や同居の子供追加担保特約の付帯の有無によっても保険料が異なります。たとえば、ゴールド免許をお持ちの方や運転される方を「家族」、「本人・配偶者」、もしくは「本人」のみに限定される場合は保険料がお安くなります。

3. 各種割引

① インターネットのお手続きによる割引

インターネットを通じてご契約をお申し込みいただくと保険料を5,500 円割引きます。さらに、保険証券を不要とした場合は保険料を500 円割引きますので、保険料が最大6,000 円割引きとなります。

② 「車両の条件」による割引

安全ボディ、ABS、横滑り防止装置、エアバッグ、盗難防止装置などお車の安全装備がある場合やご契約のお車が新車の場合は保険料を割引きます。（一部、割引の対象にならないお車があります。）

4. 万一来る備える充実した補償

お客さま一人ひとりのニーズに応えるため、個々の補償項目について付帯の有無や金額の設定を自由に組み合わせてご契約いただけます。（※）

（※）対人賠償保険、無保険車傷害危険担保特約、自損事故危険担保特約は付帯必須です。

① 相手の方への補償

● 対人賠償保険

自動車事故により、他人（歩行者、相手の車の搭乗者の方）を死傷させて、法律上の損害賠償責任を負担する場合で、自賠責保険の保険金額を超える部分について保険金をお支払いします。

● 対物賠償保険

ご契約のお車の事故によって、相手の車や自転車、ガードレールや街灯などを壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

② ご自身・搭乗者の方への補償

● 人身傷害補償保険

ご契約のお車の事故によって、乗車中の方が亡くなられた場合やケガをされた場合に保険金をお支払いします。また、記名被保険者とそのご家族の方が歩行中などに自動車事故にあわれた場合も補償の対象となります。

● 無保険車傷害危険担保特約

ご契約のお車に乗車中の方が、保険をつけていない車や、補償内容が不十分な車との事故により、死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

● 自損事故危険担保特約

電柱、ガードレールなどとの衝突事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷された場合で、自賠責保険などからの支払いを受けられない場合、かつ、人身傷害補償保険が適用されない場合に保険金をお支払いします。

● 搭乗者傷害保険

ご契約のお車の事故によって、乗車中の方が亡くなったりケガをされた場合、死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金【部位・症状別払】などをお支払いします。

③ ご契約のお車の補償

● 車両保険

ご契約のお車が偶然な事故によって壊れてしまった場合に修理費用から車両免責金額を差し引いた額をお支払いします。（車両保険の保険金額が限度となります。）ただし、実際の修理費が車両保険金額を上回った場合や盗難など修理することができない場合は、車両保険金額を全額お支払いします。また、車両保険のご契約形式は、補償範囲が広い「一般車両」と補償範囲が一部限定された「車対車＋限定A」をご用意しております。

2 各種サービス

安心のサービスをご提供いたします

突然やってくる事故や故障からお客さまをしっかりとサポートし、安心していただけるよういろいろなサービスをご提供いたします。

1. 24時間365日事故受付サービス

24時間365日年中無休で事故受付をいたします。事故受付センターには携帯電話からでもつながりますので、まずはご連絡ください。また、弊社Webサイトのお客さまマイページからオンライン事故報告を行うことも可能です。

『SBI損保安心ホットライン』

 フリーコール **0800-2222-581**

24時間365日受付 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

2. SBI損保安心ロードサービス

SBI損保安心ロードサービスはご契約いただいたすべてのお車について無料でご利用いただけるサービスです。事故や故障により動けなくなったお車をレッカーで移動したり緊急な修理が必要となった時など、全国約5,500ヵ所（2008年7月現在）のロードサービス拠点からお客さまのもとに駆け付けます。SBI損保安心ロードサービスは迅速かつ万全の体制でお客さまをサポートします。

『SBI損保安心ホットライン』

 フリーコール **0800-2222-581**

24時間365日受付 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

3. SBI損保安心工場ネットワークサービス

全国約650ヵ所のSBI損保安心工場ネットワークが万全の体制でお客さまの大切なお車のサポートを行います。事故によりお車の修理が必要な場合には、もよりのSBI損保安心工場をご紹介します。SBI損保安心工場ではお客さまにご満足いただけるよう納車・お引取りの無料サービス、修理期間中の代車無料提供サービス、修理保証サービスといったさまざまなサービスをご用意しております。

4. 安心の事故対応サービス

① 専任スタッフによる示談交渉サービス

対人・対物の賠償事故が発生した場合、人身事故・物損事故それぞれにプロの専任スタッフがチームで連携して対応します。SBI 損保がお客さまに代わって示談交渉を行いますのでご安心ください。

② お客さま訪問サービス

死亡事故や入院事故など、突然の交通事故で不安になられているとき、平日、休日を問わずスタッフがお客さまのもとにうかがい、必要な対応や書類についてていねいに説明させていただきます。

③ 被害事故相談サービス

お客さまが被害にあわれた事故に関する相談についても専任スタッフが親身に細やかなアドバイスをさせていただきます。

Ⅱ 主要な業務の内容

5. 迅速なお支払いのためのサービス

① 保険金請求書類省略サービス

車両事故・対物賠償事故に関しては、原則としてお電話により保険金請求の意思を確認させていただき保険金をお支払いします。

② 交通事故証明書取付代行サービス

交通事故証明書の取付が必要な場合には、弊社で取り付けます。

③ 示談書省略サービス

対物賠償事故で、お客さま・相手の方双方が希望された場合、電話による確認をもって示談書を省略して保険金をお支払いします。

④ 診断書省略サービス

搭乗者傷害保険や自損事故保険で、ご請求金額が10万円以下の場合、診断書の取付を省略し、通院日などの申告で保険金をお支払いします。

3 お客さま満足度へのチャレンジ

弊社は、お客さまからいただいた声を真摯に受け止め、常にお客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。

弊社では、お客さまの声に対して、お客さまの立場に立ち、誠意をもって適切かつ迅速に対応し、問題解決に努めます。また、お客さまからいただく声は有益な経営資源として内容の分析を行い、再発防止、商品改良・開発、接客改善などにつなげ、お客さまの利便性向上、消費者保護に努めます。

1. お客さまの声をお聞きする窓口

■ ご契約に関するご質問・ご連絡などは、SBI損保サポートデスクにてうけたまわります。  フリーコール 0800-8888-581 (新規のご契約)  フリーコール 0800-8888-831 (異動・解約など変更手続)	受付時間:AM9:00～PM9:00 12/31～1/3を除きます。 (*)SBI 損保サポートデスクの運営は、弊社の募集代理店であるあいおい損保CS デスク(株)が行っております。あいおい損保CS デスク(株)は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・ご契約内容の変更通知の受領などの業務を行っております。
■ 事故のご連絡または「SBI損保安心ロードサービス」の受付は、SBI損保安心ホットラインにてうけたまわります。  フリーコール 0800-2222-581	受付時間:24 時間 365日 (*)「SBI 損保安心ロードサービス」は、弊社の提携会社である(株)安心ダイヤルがご提供します。
■ 弊社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、SBI損害保険株式会社 お客様サービス部にてうけたまわります。  フリーコール 0800-8888-836	受付時間: 平日AM9:00～PM5:00 土日祝および12/31～1/3を除きます。 (*)音声ガイダンスに従い、2 をプッシュしてください。

■ さらに弊社では、お客さまからのお問い合わせやご意見をインターネットでもうけたまわります。
詳しくは、弊社Web サイト (<http://www.sbsonpo.co.jp/contact/index.html>) をご参照ください。

また、以下のとおり(社)日本損害保険協会および(財)自賠責保険・共済紛争処理機構でも損害保険にかかわる各種問題の解決が図られております。

「(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会」

日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公平な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。苦情の申し出から、原則として2 ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申出人の希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

▶ 詳しくは、日本損害保険協会のWeb サイト (<http://www.sonpo.or.jp>) をご参照ください。

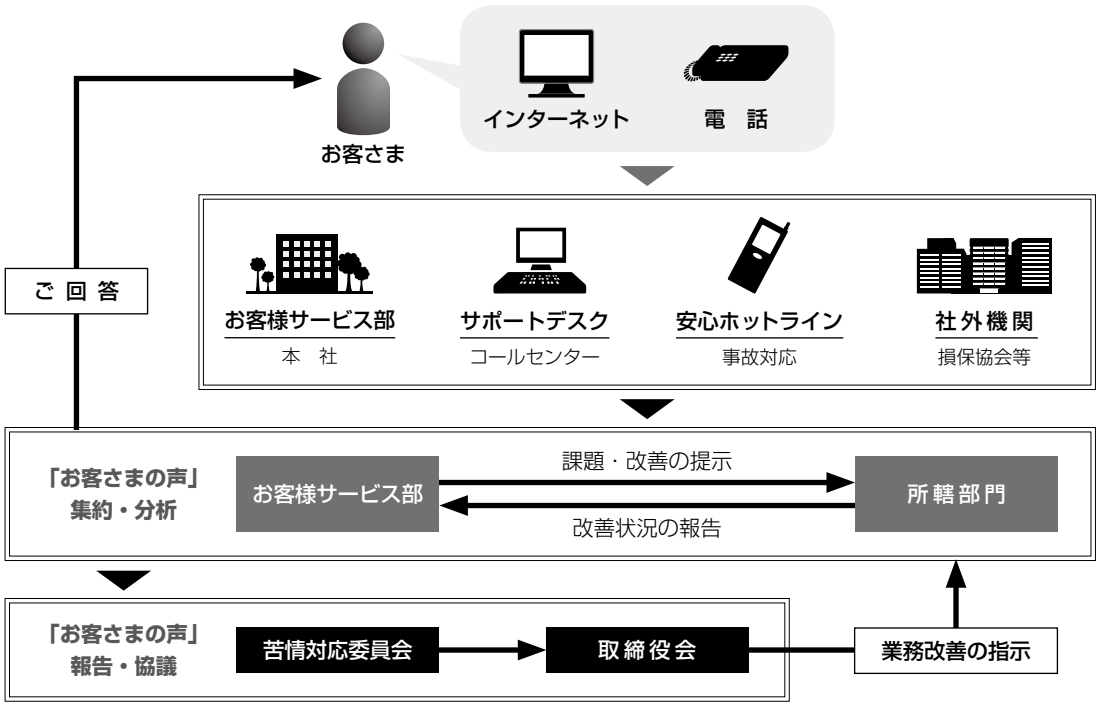
「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機構として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者などで構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

▶ 詳しくは、自賠責保険・共済紛争処理機構のWeb サイト (<http://www.jibai-adr.or.jp>) をご参照ください。

2. お客さまの声を大切にさせていただくために

弊社ではインターネットやお電話などからいただいたお客さまの声を集約・分析をし、業務の改善に生かしています。



各部門における取り組み

お客さまからいただいた声は、お客様サービス部で集約し、お申し出の内容ごとにすべて所轄部門に伝えます。所轄部門では内容について分析・検証を行い、業務の改善に生かしています。また、不適切な対応があった場合は発生原因を究明し、再発防止に向けた改善を迅速に実施いたします。

苦情対応委員会

全部門の代表者で構成する「苦情対応委員会」を毎月開催し、お客さまからいただいた声を全部門で共有化するとともに、各部門での対応や再発防止に向けた取り組みが適正なものであるかの協議・検証を行っています。

取締役会

苦情対応委員会で報告・協議されたお客さまの声は毎月開催の取締役会で会社として取り組むべき課題について検討しています。

Ⅱ 主要な業務の内容

3. 「苦情」の定義

「苦情」とは、手段や媒体を問わず、お客さまからの弊社に対する苦情・苦言、提言・要望などの不満足の表明といたします。

4. 「苦情」の受付件数

弊社で受け付けた2008 年1 月から3 月の「苦情」の件数は以下のとおりです。

契約・募集行為	契約の管理・ 保全・集金	保険金	その他	個人情報	合計
22 件	9 件	0 件	1 件	0 件	32 件

5. お客さまの声を大切に生かしています

■ お客さまの声を生かした取り組みのご紹介

お客さまからお寄せいただいた「お客さまの声」を生かし、業務の改善に取り組んだ事例の一部をご紹介します。

お客さまの声	当社の対応
見積りサイトの案内がわかりにくい。 見積り・申し込みができない場合は、その理由をもっとわかりやすいところに掲載してほしい。	見積り・申し込みができない場合について「お取扱範囲」への掲載だけでなく、見積りサイトの保険始期日や保険期間などの入力箇所の近くに注意点や説明を掲載するようにいたしました。
保険料試算画面がわかりにくい。	項目の配置を変更したり、プランごとに色を分けるなどわかりやすく修正をいたしました。

4 保険のしくみ

1. 損害保険制度

損害保険制度とは、偶発の事故による損害を補償するために、多数の人々が統計に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができるしくみです。
このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活の安定を支える社会的機能があります。

2. 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有しています。

3. 再保険

台風などの広域大災害が発生すると巨額の保険金支払が予測されるため、保険会社は保険金支払責任の一部を国内外のほかの保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の分散を行っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を引き受けてもらうことを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。

5 保険約款

1. 保険約款の位置づけ

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。
保険約款は基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々のご契約ごとの内容を補完する特約条項から構成されています。
保険約款には、弊社とお客さまとの権利・義務に関する以下の内容が具体的に記載されています。

- ① 保険金をお支払いする場合
- ② 保険金をお支払いしない場合
- ③ 告知義務（重要な事項につきご契約時に申し出る義務）
- ④ 通知義務（重要な事項につきご契約後に変更があった旨を申し出る義務）
- ⑤ ご契約が無効、失効、解除となる場合

2. ご契約時の留意事項

保険のご契約に際しては普通保険約款および特約条項の内容およびお申込内容を十分ご確認の上、ご契約いただく必要があります。もし、お申込内容が事実と相違していた場合は、保険金をお支払いできない場合がございます。

3. 保険約款に関する情報提供方法

ご契約にあたって、十分にご理解いただく必要のある内容については、「契約概要」（特にご確認・ご注意いただきたいことがら）、「注意喚起情報」（お客さまにとって不利益になることがら）を説明した「重要事項説明書」を作成し、保険約款の重要な事項についてご案内しています。

6 保険料

1. 保険料の収受・返還

保険料は、弊社所定の払込方法（銀行振込、コンビニエンスストア払、クレジットカード払）によりお支払いすることができます。保険をお申し込みいただき、保険期間が始まった後でも、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、原則的に保険金のお支払いはできません。
保険期間中に保険契約の内容の変更が生じた時は、追加保険料の請求や保険料の返還を行うことがあります。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を普通保険約款と特約条項の規定に従いお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、保険約款などをご確認ください。

2. 保険料率

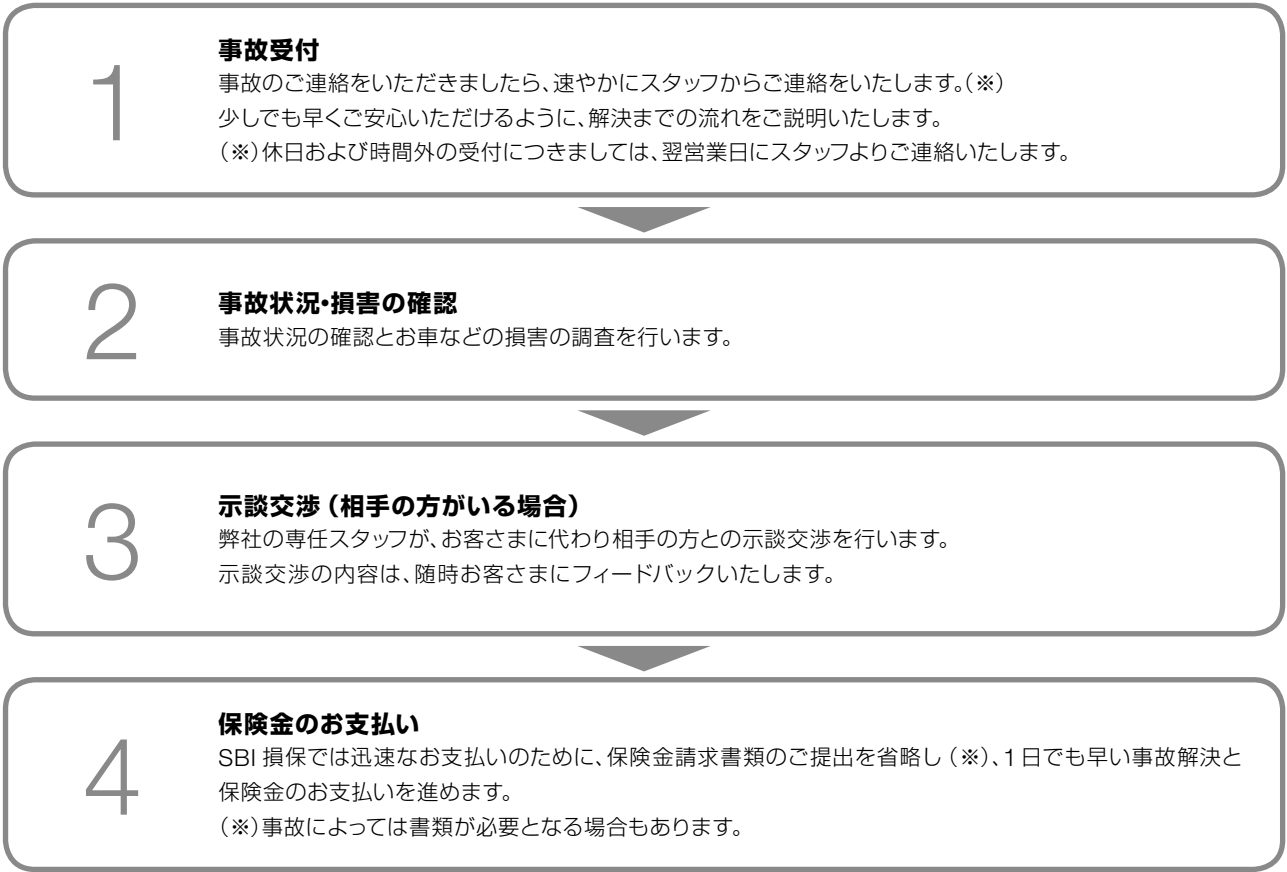
お支払いいただく保険料は純保険料（保険金の支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費に充てられる部分）から成り立っています。
純保険料の算出根拠となる純保険料率は、弊社が金融庁から認可取得を行った上で適用しています。

Ⅱ 主要な業務の内容

7 保険金のお支払い

1. 保険金のお支払いまでの流れ

事故の発生から保険金のお支払いまで、弊社の専任スタッフが親切・ていねいにお客さまをサポートいたします。



2. サービスセンター拠点

弊社の損害サービスセンターの所在地は東京になります。このほか札幌・仙台・新潟・名古屋・大阪・広島・福岡の全国7カ所に駐在する駐在員（弊社社員）と連携して万全の事故対応にあたらせていただきます。

8 保険募集

1. 契約締結のしくみ

弊社では主としてインターネットおよび電話を通じて、ご契約の募集ならびにご契約の締結を行っております。

2. 保険募集の種類について

● Web サイトによる募集

弊社Web サイトURL <http://www.sbisonpo.co.jp>

24 時間受付可能。

弊社Web サイト上でお見積り、ご契約の締結、ご契約内容の確認などが可能です。

● 電話による募集

SBI 損保サポートデスク

フリーコール 0800-8888-581

受付時間:AM9:00 ～ PM9:00 土・日曜日、祝日も対応いたします。（12/31 ～ 1/3 は除きます。）

3. ご契約の締結について

● ご契約いただく上で特にご確認・ご注意いただきたいことがらを記載した「重要事項説明書」のご確認、およびお申し込みいただく保険契約がお客さまのご希望に沿った内容となっていることの確認や、お引き受けするご契約内容や保険料が適切であることの確認を、Web サイトおよび電話（※）を通じて行っております。

（※）電話での「重要事項説明書」のご確認およびお客さまのご意向の確認にあたりましては、「重要事項説明書」および「ご契約内容兼意向確認ガイド」の送付を行い、お客さまへ最終のご確認を行っております。

● 保険料のお支払いについては、クレジットカード払・コンビニエンスストア払・銀行振込の3 種類からお選びいただくことができます。また、お申込手続き後、弊社にて保険料の領収の確認ができ次第、速やかに保険証券（※）を送付します。

（※）保険証券の発行に関する特約を付帯のご契約に関しましては、保険証券を発行しません。弊社Web サイトのマイページにてご契約内容のご確認が可能です。

● SBI 損保の自動車保険は保険期間が1 年のため、クーリング オフの対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。

4. ご契約内容の確認についての実施状況

弊社では、お申し込みいただくご契約がお客さまのご希望に沿った内容となっていることをご確認いただく「ご契約内容確認兼意向確認」を実施しております。

5. 代理店について

① 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との代理店委託契約に基づいて、保険会社に代わって保険募集を行い、保険契約の締結の代理または媒介を行います。

保険契約の勧誘、保険商品の説明、お申込手続きの説明などに加え、お客さまを弊社Web サイトへ誘導させていただくことを主な業務としています。

② 代理店登録

代理店業務を行うためには、保険業法に基づき内閣総理大臣への登録が必要です。

③ 代理店教育

弊社では、①商品・販売知識②代理店事務③コンプライアンス④個人情報保護を必須カリキュラムとした研修を実施するなどして、代理店の資質向上を図っています。

Ⅱ 主要な業務の内容

6. 弊社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の勧誘方針を以下のとおり定め、適切な商品の販売に努めてまいります。

勧 誘 方 針	
1	保険商品などの販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な販売を心掛けます。
2	お客さまの保険商品などに関する知識、加入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。
3	お客さまからお預かりした個人情報、その他の情報につきましては、的確な管理を行ってまいります。
4	インターネット上の情報提供、広告またはダイレクトメールなどの募集文書は、お客さまにとってわかりやすく、見やすく、そして商品の内容を正しくお伝えできるよう努めてまいります。
5	お電話での対応に関しましては、お客さまそれぞれの目的・ニーズをお伺いし、適切な保険商品のおすすめができるよう努めてまいります。
6	保険事故が発生した場合の保険金のお支払い手続きに際しましては、迅速かつ的確に処理するよう努めてまいります。
7	お客さまからのご照会などにつきましては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては真摯にお聴きし、今後の商品開発・販売方法などの改善に活かしてまいります。
「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)の概要については、金融庁のホームページ (http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohuin/) をご覧ください。	

Ⅲ 会社の運営

1 コーポレート・ガバナンス態勢

弊社は機動的な意思決定、業務遂行や財務の健全性などのチェックおよび事業運営に対する監督機能を担保できるよう、下記の態勢を構築しております。

株主総会にて選任された5名の取締役からなる取締役会を設置しており、うち1名が社外取締役となっております。原則月1度の定例取締役会に加え、さらに必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また弊社の業務および財産の状況について独立した見地からの監督機能として、株主総会にて選任された3名の監査役からなる監査役会を設置しており、3名全員が社外監査役となっております。

また取締役会にて決定された経営の基本方針などに従い、業務執行について協議する経営会議を設置しております。

2 内部統制システムの構築

弊社では、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の規程に基づき、平成19年6月27日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。当基本方針については下記のとおりであります。

内部統制システムに関する基本方針
1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。 (2) 当社の取締役及び使用人は当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。
2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録(以下「文書等」という)に記載又は記録して保存し、管理するものとする。 (2) 文書等は、取締役又は監査役が、常時閲覧できるものとする。
3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 代表取締役は、当社の業務執行及び当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの推進の妨げとなるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するものとする。
4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、取締役間の権限分掌を適切に定めることによって、効率的な職務の執行を行う体制を構築するものとする。
5 当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、親会社であるSBIホールディングス株式会社の監査役及び内部監査部門の監査を受けるとともに、当社の内部管理統括責任者と親会社のコンプライアンス担当取締役が情報交換をする機会を設けることによって、課題及び問題の把握に努めるものとする。
6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くことを検討する。
7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 補助使用人を置く場合は、使用人の異動・評価について、監査役会の同意を得ることとする。
8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (1) 取締役及び使用人は、次の事項を知ったときは、監査役に報告するものとする。 ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項 ② 重大な法令・定款違反 ③ その他重要な事項 (2) 当社は、前項の報告のための情報システムを整備するものとする。
9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 代表取締役は、監査役と随時会合を持ち、経営上の課題及び問題点にかかる情報共有を図るものとする。

Ⅲ 会社の運営

3 リスク管理態勢

損害保険会社経営上のリスクが高度化・複雑化・多様化してきています。そのため、弊社はリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、リスクの正確な把握・分析・評価と適切な管理・運営につとめ、経営の安定性の確保に努めてまいります。

1. 基本方針

弊社は企業価値の向上を図るために、円滑な企業活動を阻害するリスクを排除するとともに、収益獲得のための過度な運用の抑制などによるリスク管理を行い、経営の安全性を確保するとともにお客さまに対する業務品質の向上および収益性向上をはかるものとします。

2. リスク管理委員会

取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、リスク管理に係る基本方針・リスク管理諸規程の整備・更新を行い、リスク管理体制・組織の充実を図るとともに、モニタリング機能の強化に取り組み、リスク管理重視の経営強化の協議・推進を図ります。

3. リスク管理担当部室

各種リスクに対しては、それぞれのリスクについて各リスク管理担当部室を設定しています。各リスク管理担当部室は、リスクの実態に応じた計量化し、管理方針を定めリスク管理を行い、リスク管理委員会へ定期的・継続的にレポートを行います。

4. 主要なリスクとその管理体制

① 保険引受リスク

リスクの引受方針は商品開発部門にて決定し、リスクポートフォリオの管理、商品の改廃、引受基準の設定、販売方針の変更、再保険（※）の設計・手配などによりリスクコントロールを行います。

（※）再保険とは、保険会社が保険金支払責任を果たし、事業の安定を図るために、保険金支払責任の全部または一部をほかの保険会社に転嫁し、リスクの平準化・分散化を行うことをいいます。再保険には自社のリスクをほかの保険会社に引き受けてもらうことを意味する出再保険と、ほかの保険会社の保有するリスクを自社が引き受けることを意味する受再保険とがあります。弊社では出再保険を行う場合は、取締役会にて検証することとしています。また、弊社では自賠責保険の共同プールへの参加を除き、受再保険を取り扱っていません。

② 資産運用リスク

経理財務部にて資産運用に係るリスクの所在、種類、負債特性などを把握し、会社全体として許容できるリスク量を鑑みた資産運用目標を設定します。また、定期的に自己資本とリスク量のバランスをモニタリングすることにて資産運用リスクの状況を管理します。

③ オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、保険引受リスクおよび資産運用リスク以外のリスクを包含しています。リスクとしては、事務リスク、システムリスク、自然災害リスク、風評リスク、外部委託リスクなどがあります。

弊社としては、各々のリスクに係る管理規程・マニュアルを整備することなどにより、リスクの管理を行っています。

4 法令等遵守の態勢

弊社は損害保険業の公共的使命を踏まえ、健全かつ公正な経営を旨とし、社会的信頼に積極的に応えるために、法令等遵守（コンプライアンス）の徹底をあらゆる業務運営の基本に位置づけ、厳格に実践してまいります。

法規範遵守の総則

当社社員は、企業理念を踏まえながら、法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し良識ある企業活動を心がけます。

1. 国内外の法令を遵守します。
2. 顧客情報の管理には十分留意します。
3. 企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動します。

コンプライアンス推進体制

① 最高倫理責任者

法令・諸規定等遵守経営の実効性を確保するために、取締役会の決議により、最高倫理責任者を任命しております。最高倫理責任者は、法令などの違反行為に関する調査命令、取締役会審議要請および必要性の生じた場合の社外相談窓口の設置などを行います。

② コンプライアンス統括部

法令等遵守に関する事項のみならず、お客さまの声への対応や代理店の募集に関する指導・監査事項までを含め一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門としてコンプライアンス統括部を設置しています。

③ コンプライアンス委員会

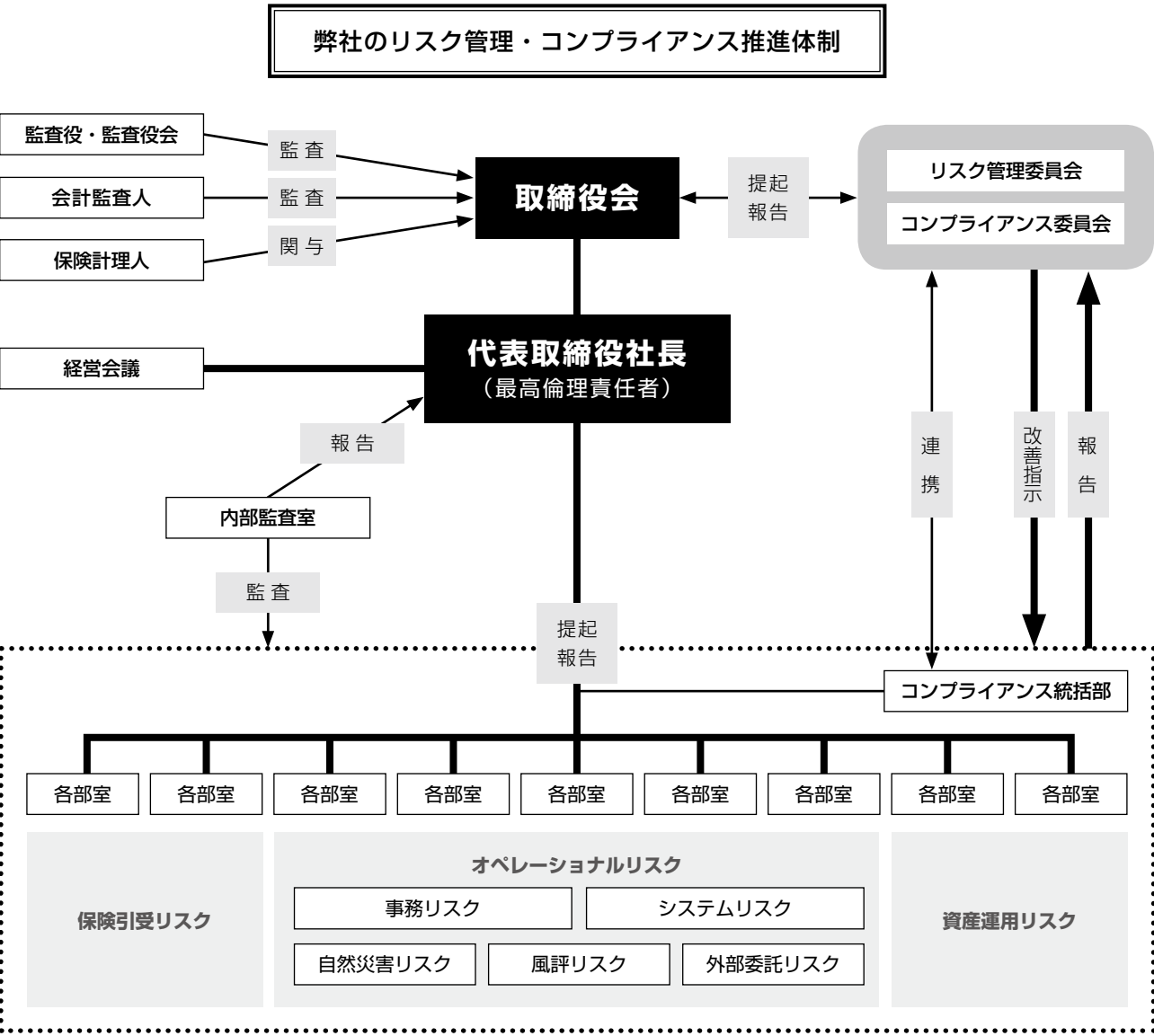
取締役会の諮問機関として、コンプライアンスに係る基本方針・重要な規程の策定、コンプライアンス・プログラムの策定・推進状況の点検管理機能などを担うコンプライアンス委員会を設置しています。

④ コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る全社的かつ具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度制定しています。全役職員・代理店に対するコンプライアンス教育・研修、情報セキュリティ体制監査、代理店監査、セルフアセスメントなどをコンプライアンス・プログラムに基づき年間推進しています。

⑤ 内部者通報制度

コンプライアンスに関連する問題が発生したときや発生しそうなときなどに、報告・相談できる制度として内部者通報制度を設けています。



Ⅲ 会社の運営

5

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての
合理性および妥当性（第三分野に係るものに限る）

該当ありません。

6

社外・社内の監査・検査体制

弊社は、保険業法第129 条および同法第305 条の定めにより、金融庁の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。社外の監査としては、会社法第436 条第2 項第1 号の規程に基づき、計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書およびその附属明細書）について、監査法人トーマツの会計監査を受けております。社内の監査としては、監査役が行う会社法上の監査に加え、ほかの部門から独立した形で内部監査室を設置し、各部門の業務遂行状況などについて、その適正性・実効性を検証・評価しています。

7

CSR（企業の社会的責任）

SBI グループは、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、その一つとして「財団法人SBI 子ども希望財団」を中核として、児童福祉問題に取り組んでおります。弊社はSBI グループの一員として、SBI 子ども希望財団が後援する「オレンジリボン・キャンペーン」(児童虐待防止の社会的啓発運動)に賛同し、役職員一同がオレンジリボンを着用するなど、社内外への普及・啓発活動に取り組んでおります。

8

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

弊社は、「個人情報の保護に関する法律」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に対応し、下記の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定めております。お預かりしたお客さまの情報については、お客さまの立場に立って適正に取り扱い、安全管理措置を講じ情報漏えい防止に努めてまいります。今後も弊社ならびにグループ会社従業員、代理店、外部委託先に対する指導、教育、監督を徹底し、お客さまの情報保護に全力をあげて取り組んでまいります。

個人情報保護方針

お客さまの情報の取り扱いに係る弊社方針

お客さまからご提供いただいた個人情報は、弊社の商品・サービス・情報をご提供するためになくてはならないものであり、お客さまの情報を安全に管理し適正に利用することが、弊社の重要な社会的責任であると認識しております。
ここに「お客さまの情報の取り扱いに係る弊社方針」を定め、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報保護を適正に取扱うとともに、個人情報の安全管理については金融庁および社団法人日本損害保険協会の実務指針にしたがって、万全を尽くしてまいりますことを宣言いたします。

1 情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2 情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4、5に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲内を超えて利用しません。
また、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、Web サイトなどにより公表します。

1） 保険契約の申込みに係る引受けの審査、引受けおよび履行

2） 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い

2

3） 弊社が有する債権の回収

4） 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

5） 保険契約に付帯されるサービスの提供

6） 保険契約の維持・管理

7） 保険制度の健全な運営

8） 弊社が取扱う保険商品・サービスに関する情報のご案内

9） 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供

10） 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービスなどに関するアンケートの実施

11） 市場調査および保険商品・金融商品・サービスの開発・研究

12） SBIホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書に記載されている子会社および同社の出資比率が40%以上の持分法適用会社（以下グループ会社といたします。）および弊社提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内

13） 問い合わせ・依頼などへの対応

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16 条第3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ることとします。

3

個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

1） 法令に基づく場合

2） 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合

3） 弊社のグループ会社との間で共同利用を行う場合（下記4.グループ会社との共同利用をご覧ください。）

4） 損害保険会社などの間で共同利用を行う場合（下記5.情報交換制度などをご覧ください。）

4

グループ会社との共同利用

弊社およびグループ会社の取扱う商品・サービスをご案内または提供するために、弊社を管理責任者としグループ会社との間で個人データを共同利用します。
■ 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号・E メールアドレス、性別、生年月日、その他ご契約内容

5

情報交換制度など

（1） 損保業界の情報交換制度について

保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社などとの間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細（管理責任者、共同利用する項目等）につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

社団法人日本損害保険協会 そんがいはけん相談室
【所在地】〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2 丁目9 番地
【電 話】03-3255-1467（受付時間：午前9 時～午後5 時 土日祝祭日を除く。）
ホームページアドレス（http://www.sonpo.or.jp）

損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口
【所在地】〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1 丁目9 番地
【電 話】03-3233-4141（受付時間：午前9 時～午後5 時 土日祝祭日を除く。）
ホームページアドレス（http://www.nliro.or.jp）

（2） 代理店等情報の確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用などのために、損害保険会社との間で、損害保険代理店などの従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託などのために、社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験などの合格者情報に係る個人データを共同利用します。詳細（管理責任者、共同利用する項目等）につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページ（http://www.sonpo.or.jp）をご覧ください。

6

信用情報の取り扱い

保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

19 — SBI Insurance Co., Ltd. DISCLOSURE

SBI Insurance Co., Ltd. DISCLOSURE — 20

Ⅲ 会社の運営

7	センシティブ情報の取り扱い 保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいいます。)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活並びに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。 ● 保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合 ● 相続手続を伴う保険金支払事務などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合 ● 保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合 ● 法令などに基づく場合 ● 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合 ● 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合 ● 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
8	個人データの安全管理 個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程などの整備および安全管理措置に係る実施体制の整備など、十分なセキュリティ対策を講じます。また、弊社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
9	継続的な取組み お客さまからご提供いただいた情報の適切な取り扱いについては、従業員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取組んでまいります。あわせて、内部管理責任体制・システムセキュリティなどに関して継続的・恒常的な見直しを図ります。 また、定期的に監査を行い、この方針を実践・遵守するとともにお客さまの情報保護の継続的改善に取組んでまいります。
10	個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「11. お問い合わせ窓口」までお申し出ください。ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。 弊社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。 また、保有個人データについてご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じるようにいたします。

11	お問い合わせ窓口 個人情報の取り扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。 弊社の個人情報の取り扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談は下記までお問い合わせください。 SBI 損害保険株式会社 【電 話】03-6229-0060(本社大代表) ～所管部署をご案内します～ (受付時間: 午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。) なお、ご契約内容のお問い合わせにつきましては以下にお願いいたします。 SBI 損保サポートデスク 0800-8888-831 弊社は、認定個人情報保護団体である社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。 お問い合わせ先 社団法人日本損害保険協会 そんがいほけん相談室 【所在地】〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地 【電 話】03-3255-1470(受付時間: 午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。) ホームページアドレス (http://www.sonpo.or.jp)
----	--

Ⅳ 主要な業務に関する事項

1	直近の事業年度における事業の概況
	【事業および成果の概況】 平成19年度の我が国経済は、米国のサブプライムローン問題の影響を受け、米国ほどの深刻さではないものの、同ローン債権組込商品の資産価値低下による損失の発生、またそれを一因とする株価の大幅な下落により金融機関の業績が全般に悪化する状況となりました。米国経済の先行不安にともない、為替はドル安円高となったものの、中国をはじめとするBRICsなどの国々の急成長にともなう世界規模のエネルギー消費の増大を原因とした石油や穀物などの一次産品価格の上昇により、スタグフレーションの懸念も出始めている状況となりました。 制度面では、平成19年9月に旧証券取引法が、投資性の強い金融商品全般に適用を拡大し、かつ日本版SOX法と称される財務報告に関する内部統制の強化を含めた金融商品取引法として施行された一方、同12月には、保険商品の銀行窓口販売が全面的に開放されました。 保険業界においては、昨年度来の保険金の不払い問題に対する保険会社各社の調査実施と、その後の顧客への支払対応をはじめ、社員および代理店におけるコンプライアンスの徹底、保険約款の簡素化・平明化等顧客にわかりやすい商品への改善の動きなど、昨年度から継続した、一連の当局の指導による顧客保護のプリンシプルの実現および顧客対応の最終段階となっております。 また、いわゆる無認可共済が特定保険業者とされ、当局によりサービスの継続の可否が審査される過程で、保険会社、少額短期保険業者に移行または廃業するなど、共済に関しても従来の渾然とした状態が整理され、保険業界にとって大きな変化の年度となりました。 上記のような状況におきまして、弊社は、平成19年12月26日に事業免許を取得、平成20年1月16日に営業を開始いたしました。 3月1日よりインターネット割引幅を拡大する保険料の改定を、続いて同月28日より各担保種目に関わる社費全般の見直しによる全般的な保険料の改定を実施いたしました。 2度の保険料改定のうち、とりわけ3月28日の保険料改定の営業面での効果は大きく、これにより契約件数は大幅に増加いたしました。これらの結果、当期の業績は経常収益7百万円、経常損失335百万円、当期純損失351百万円となりました。 【保険引受の概況】 保険引受収益のうち、正味収入保険料は1百万円となりました。保険引受費用のうち正味支払保険金は、本年度中に保険金の支払いがなかったため0円、損害調査費は15百万円であり、正味損害率につきましては、873.1%となりました。 また保険引受に係る営業費及び一般管理費については、202百万円となり、正味事業費率は11,441.9%となりました。 支払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した結果、保険引受損失は、216百万円の損失となりました。 【資産運用の概況】 当年度末の総資産は2,624百万円であり、そのうち運用資産は、2,340百万円となりました。 資産運用につきまして、利息及び配当金収入は5百万円となりました。 【弊社が対処すべき課題】 損害保険会社としての商品・サービスの質を維持・向上させながら、事業採算性を早期に実現するために「規模拡大」「経営品質向上」を目指し、以下の項目を特に重要と認識しております。 ① 保険会社としての信頼性およびブランドの構築 ② 販売チャネルの拡充 ③ 自動車保険の保険料率の最適化と損害率低減化の検討・実施 ④ 他商品への展開準備 ⑤ システム開発による低コスト化・高柔軟性・高拡張性の具備 ⑥ 社内管理態勢の強化 ⑦ 人材の確保

IV 主要な業務に関する事項

平成19年度決算のしくみ (単位：百万円)

経常収益	7	—	経常費用	343
保険引受収益	1		保険引受費用	15
資産運用収益	5		営業費及び一般管理費	508
その他経常収益	0		その他経常費用	21
			保険業法第113条繰延額	△202
経常損失				335
+				
法人税及び住民税、法人税等調整額				15
当期純損失				351

2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)					
年度 項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
正味収入保険料	—	—	—	—	1
経常収益	—	—	—	0	7
経常損失	—	—	—	115	335
当期純損失	—	—	—	117	351
資本金	—	—	—	1,550	1,550
(発行済株式総数)	—	—	—	(60,000株)	(60,000株)
純資産額	—	—	—	2,882	2,530
総資産額	—	—	—	2,907	2,624
特別勘定又は積立勘定 として経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	—	—	—	—	1
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	—	—	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	—	—	—	19,404.3%	19,533.5%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	—	—	—	5名	47名

(注)1. 平成18年度はSBI損保設立準備株式会社の数値であります。

3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料 (単位:百万円)						
年度 種目	平成18年度			平成19年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	1	100.0	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	—	—	—	1	100.0	—

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料 (単位:百万円)						
年度 種目	平成18年度			平成19年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	5	100.0	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	—	—	—	5	100.0	—

(注)元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③ 受再正味保険料 (単位:百万円)						
年度 種目	平成18年度			平成19年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	—	—	—	—	—	—

(注)受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

IV 主要な業務に関する事項

④ 支払再保険料 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度			平成19年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	－	－	－	4	100.0	－
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	－	－	－	4	100.0	－

(注)支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

⑤ 解約返戻金 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度	平成19年度
火災	－	－
海上	－	－
傷害	－	－
自動車	－	－
自動車損害賠償責任	－	－
その他	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)
合計	－	－

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金および受再解約返戻金の合計額をいいます。

⑥ 保険引受利益 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度	平成19年度
保険引受収益	－	1
保険引受費用	－	15
営業費及び一般管理費	－	202
その他収支	－	－
保険引受利益	－	△216

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

【保険種目別保険引受利益】 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度	平成19年度
火災	－	－
海上	－	－
傷害	－	－
自動車	－	△216
自動車損害賠償責任	－	－
その他	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)
	－	△216

⑦ 正味支払保険金・正味損害率 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度			平成19年度		
	金額	構成比%	正味損害率%	金額	構成比%	正味損害率%
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	－	－	－	－	－	873.1
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	－	－	－	－	－	873.1

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料×100

⑧ 元受正味保険金 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度		平成19年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%
火災	－	－	－	－
海上	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－
自動車	－	－	－	－
自動車損害賠償責任	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	－	－	－	－

(注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑨ 受再正味保険金 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度		平成19年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%
火災	－	－	－	－
海上	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－
自動車	－	－	－	－
自動車損害賠償責任	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	－	－	－	－

(注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

⑩ 回収再保険金 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度		平成19年度	
	金額	構成比 %	金額	構成比 %
火災	－	－	－	－
海上	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－
自動車	－	－	－	－
自動車損害賠償責任	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	－	－	－	－

(注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

IV 主要な業務に関する事項

2. 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金				該当ありません。
② 正味事業費率				(単位:百万円)
区分	年度	平成18年度		平成19年度
保険引受に係る事業費		—		200
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		—		202
(諸手数料及び集金費)		—		△1
正味事業費率		—		11,441.9%
(注) 正味事業費率＝保険引受に係る事業費(※)÷正味収入保険料×100 (※) 諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費				

③ 正味損害率、正味事業費率およびその合算率							(単位:%)
区分	年度	平成18年度			平成19年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—
自動車		—	—	—	873.1	11,441.9	12,315.0
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計		—	—	—	873.1	11,441.9	12,315.0
(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料 2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料 3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率							

④ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率							(単位:%)
種目	年度	平成18年度			平成19年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—
自動車		—	—	—	15,858.4	207,829.9	223,688.4
その他		—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計		—	—	—	15,858.4	207,829.9	223,688.4
(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。 2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料 3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料 4. 合算率＝発生損害率＋事業費率 5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金増額 6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料増額 7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。							

⑤ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	18 年度	19 年度
国内契約	— %	100%
海外契約	— %	— %

⑥ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合
18 年度	— (－)	— % (－ %)
19 年度	— (－)	— % (－ %)
(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万以上出再している再保険者 (プール出再を含む) を対象にしています。 (注) 2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)		

⑦ 出再保険料の格付ごとの割合

年度	格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし・不明・BB 以下)	合計
18 年度	出再保険料における、格付毎の割合	— % (－ %)	— % (－ %)	— % (－ %)	— % (－ %)
19 年度	出再保険料における、格付毎の割合	— % (－ %)	— % (－ %)	— % (－ %)	— % (－ %)
(注) 1. 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。 格付区分は、S&P 社の格付を使用しています。 (注) 2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)					

⑧ 未収再保険金の推移

種目計	18 年度	19 年度
1 年度開始時の未収再保険金	— (－)	— (－)
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	— (－)	— (－)
3 当該年度回収等	— (－)	— (－)
4 1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	— (－)	— (－)

(注) 1. 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。
(注) 2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

IV 主要な業務に関する事項

3. 経理に関する指標等

① 支払備金および責任準備金の額

【支払備金】		(単位：百万円)	
年 度		平成 18 年度末	平成 19 年度末
種 目			
火災		－	－
海上		－	－
傷害		－	－
自動車		－	0
自動車損害賠償責任		－	－
その他		－	－
(うち賠償責任)		(－)	(－)
(うち信用・保証)		(－)	(－)
合計		－	0

期首時点支払備金（見積み額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積み差額
平成 19 年度	－	－	－	－

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積み差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積み額の推移表

○ 自動車

(単位：百万円)

事故発生年度	平成 19 年度		
	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	0	
	1 年後		
	2 年後		
	3 年後		
	4 年後		
最終損害見積み額			0
累計保険金			－
支払備金			0

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した額を記載しております。
4. 「累計保険金＋支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

○ 傷 害

該当ありません。

○ 賠償責任

該当ありません。

【責任準備金】

(単位：百万円)

年 度		平成 18 年度末	平成 19 年度末
種 目			
火災		－	－
海上		－	－
傷害		－	－
自動車		－	1
自動車損害賠償責任		－	－
その他		－	－
(うち賠償責任)		(－)	(－)
(うち信用・保証)		(－)	(－)
合計		－	1

責任準備金の内訳

<平成 18 年度末>

(単位：百万円)

内 訳		普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
種 目							
火災		－	－	－	－	－	－
海上		－	－	－	－	－	－
傷害		－	－	－	－	－	－
自動車		－	－	－	－	－	－
自動車損害賠償責任		－	－	－	－	－	－
その他		－	－	－	－	－	－
(うち賠償責任)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計		－	－	－	－	－	－

<平成 19 年度末>

(単位：百万円)

内 訳		普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
種 目							
火災		－	－	－	－	－	－
海上		－	－	－	－	－	－
傷害		－	－	－	－	－	－
自動車		1	0	－	－	－	1
自動車損害賠償責任		－	－	－	－	－	－
その他		－	－	－	－	－	－
(うち賠償責任)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計		1	0	－	－	－	1

② 責任準備金積立水準

弊社が取り扱う保険契約は、保険業法第 3 条第 5 項第 1 に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしておりません。

IV 主要な業務に関する事項

③ 引当金明細表

＜平成 18 年度＞ (単位：百万円)

区 分	平成 17 年度末 残 高	平成 18 年度 増加額	平成 18 年度減少額		平成 18 年度末 残 高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	－	－	－	－
	個別貸倒引当金	－	－	－	－
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－
退職給付引当金	－	－	－	－	－
賞与引当金	－	－	－	－	－
価格変動準備金	－	－	－	－	－
合計	－	－	－	－	－

＜平成 19 年度＞ (単位：百万円)

区 分	平成 18 年度末 残 高	平成 19 年度 増加額	平成 19 年度減少額		平成 19 年度末 残 高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	－	－	－	－
	個別貸倒引当金	－	－	－	－
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－
退職給付引当金	－	－	－	－	－
賞与引当金	－	－	－	－	－
価格変動準備金	－	－	－	－	－
合計	－	－	－	－	－

④ 貸付金償却 該当ありません。

⑤ 資本金等明細表（含む利益準備会および任意積立金）

(単位：百万円)

区 分		平成 18 年度末 残 高	平成 19 年度 増加額	平成 19 年度 減少額	平成 19 年度末 残 高
資本金		1,550	－	－	1,550
うち 既発行株式	普通株式	(60,000 株)	(－株)	(－株)	(60,000 株)
		1,550	－	－	1,550
	合計	(60,000 株)	(－株)	(－株)	(60,000 株)
		1,550	－	－	1,550
資本準備金および その他資本剰余金	(資本準備金)	1,450	－	－	1,450
	株式払込剰余金				
	(その他資本剰余金)	－	－	－	－
	合計	1,450	－	－	1,450
利益準備金および 任意積立金	(利益準備金)	－	－	－	－
	(任意積立金)	－	－	－	－
	合計	－	－	－	－

⑥ 損害率の上昇に対する経常損失の変動

＜平成 18 年度＞ 該当ありません。

＜平成 19 年度＞

損害率の上昇シナリオ すべての保険種目について、均等に発生損害率が 1% 上昇すると仮定いたします。

計算方法 ○増加する発生損害額＝既経過保険料× 1%
○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。

経常損失の増加額 0 百万円

(注) 異常危険準備金の取崩額はありません。

⑦ 事業費 (単位：百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度
人件費	37	176
物件費	61	346
税金	5	1
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	－	－
保険契約者保護機構に対する負担金	－	－
諸手数料及び集金費	－	△ 1
合計	104	523

4. 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成 18 年度末		平成 19 年度末	
	金額	構成比 %	金額	構成比 %
預貯金	2,884	99.2	2,328	88.8
コールローン	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	－	－	－	－
貸付金	－	－	－	－
土地・建物	4	0.2	11	0.4
運用資産計	2,889	99.4	2,340	89.2
総資産	2,907	100.0	2,624	100.0

IV 主要な業務に関する事項

② 利息配当収入の額および運用利回り (単位：百万円)

年 度 区 分	平成 18 年度末		平成 19 年度末	
	金額	利回り %	金額	利回り %
預貯金	0	0.01	5	0.21
コールローン	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	－	－	－	－
貸付金	－	－	－	－
土地・建物	－	－	－	－
小計	0	0.01	5	0.21
その他	－		－	
合計	0		5	

③ 海外投融資残高および海外投融資利回り 該当ありません。

④ 商品有価証券の平均残高および売買高 該当ありません。

⑤ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比 該当ありません。

⑥ 保有有価証券利回り 該当ありません。

⑦ 有価証券の種類別の残存期間別残高 該当ありません。

⑧ 業種別保有株式の額 該当ありません。

⑨ 貸付金の残存期間別の残高 該当ありません。

⑩ 担保別貸付金残高 該当ありません。

⑪ 用途別の貸付金残高および構成比 該当ありません。

⑫ 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 該当ありません。

⑬ 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 該当ありません。

⑭ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高 (単位：百万円)

年 度 区 分	平成 18 年度末	平成 19 年度末
土 地	－	－
営業用	－	－
賃貸用	－	－
建 物	4	11
営業用	4	11
賃貸用	－	－
建設仮勘定	－	－
営業用	－	－
賃貸用	－	－
合 計	4	11
営業用	4	11
賃貸用	－	－
その他の有形固定資産	1	36
有形固定資産合計	5	48

5. 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高 該当ありません。

② 特別勘定資産 該当ありません。

③ 特別勘定の運用収支 該当ありません。

V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類等

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度末 (平成19年3月31日現在)	平成19年度末 (平成20年3月31日現在)	科 目	平成18年度末 (平成19年3月31日現在)	平成19年度末 (平成20年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
現金及び預貯金	2,884	2,328	保険契約準備金	－	1
預貯金	2,884	2,328	支払備金	－	0
有形固定資産	5	48	責任準備金	－	1
建物	4	11	その他負債	24	76
その他の有形固定資産	1	36	再保険借	－	2
無形固定資産	－	9	未払法人税等	6	0
ソフトウェア	－	9	預り金	1	0
その他資産	17	237	未払金	17	65
未収金	0	14	仮受金	－	8
預託金	17	34	繰延税金負債	－	14
仮払金	0	6	負債の部合計	24	93
保険業法第113条繰延資産	－	182	純資産の部		
その他の資産	－	0	資本金	1,550	1,550
			資本剰余金	1,450	1,450
			資本準備金	1,450	1,450
			利益剰余金	△ 117	△ 469
			その他利益剰余金	△ 117	△ 469
			繰越利益剰余金	△ 117	△ 469
			株主資本合計	2,882	2,530
			純資産の部合計	2,882	2,530
資産の部合計	2,907	2,624	負債及び純資産の部合計	2,907	2,624

(注) 平成18年度はSBI損保設立準備株式会社の数値であります。

(貸借対照表の注記)

01. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。

02. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

03. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

04. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

05. 会計方針の変更
有形固定資産の減価償却の方法
法人税の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ4百万円増加しております。

06. 有形固定資産の減価償却累計額は20百万円であります。

07. 関係会社に対する金銭債権の総額は34百万円、金銭債務の総額は38百万円であります。

08. 繰延税金資産の総額は95百万円、繰延税金負債の総額は65百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は44百万円であります。
繰延税金資産の主な原因別の内訳は税務上の繰越欠損金93百万円であります。
繰延税金負債の原因は保険業法第113条繰延資産であります。

09. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	0百万円
同上に係る出再支払備金	0百万円
差引	0百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	5百万円
同上に係る出再責任準備金	4百万円
差引（イ）	1百万円
同上に係る出再責任準備金（ロ）	0百万円
計（イ＋ロ）	1百万円

10. 1株当たり純資産額は42,182円82銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額及び普通株主にかかる当期末の純資産額はいずれも2,530百万円、1株当たり純資産の算定に用いた当期末の普通株式の数は60千株です。

11. 保険業法第113条繰延資産の償却は定款の規定に基づき行っております。

12. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

V 直近の2事業年度における財産の状況

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度 (平成18年6月1日～平成19年3月31日)	平成19年度 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
経常収益	0	7
保険引受収益	—	1
正味収入保険料	—	1
資産運用収益	0	5
利息及び配当金収入	0	5
その他経常収益	—	0
経常費用	115	343
保険引受費用	—	15
損害調査費	—	15
諸手数料及び集金費	—	△1
支払備金繰入額	—	0
責任準備金繰入額	—	1
営業費及び一般管理費	104	508
その他経常費用	11	21
保険業法第113条繰延資産償却費	—	20
その他の経常費用	11	0
保険業法第113条繰延額	—	△202
経常損失	115	335
税引前当期純損失	116	335
法人税及び住民税	0	1
法人税等調整額	—	14
当期純損失	117	351

(注) 平成18年度はSBI損保設立準備株式会社の数値であります。

(損益計算書の注記)

01. 関係会社との取引高

保険引受収益	△ 4 百万円
保険引受費用	△ 1 百万円
営業費及び一般管理費	253 百万円

02. (1) 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	5 百万円
支払再保険料	4 百万円
差引	1 百万円

(3) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	0 百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	0 百万円
差引	0 百万円

(5) 利息及び配当金収入の金額は預貯金利息であります。

(2) 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料	0 百万円
出再保険手数料	1 百万円
差引	△ 1 百万円

(4) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	5 百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	4 百万円
差引（イ）	1 百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	0 百万円
計（イ＋ロ）	1 百万円

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	SBI ホールディングス 株式会社	(被所有) 直接 61.6%	役員・従業員の出向元 事業所の貸主	出向負担金	90	未払金	32
				広告宣伝費等	73		
				不動産賃借料等	37	預託金	32
				保証金の差入	16		
その他の 関係会社	あいおい損害保険 株式会社	(被所有) 直接 33.4%	従業員の出向元 事業所の貸主 再保険取引	出向負担金	48	未払金	3
				不動産賃借料等	3		
				再保険料	4	再保険借	2
				出再保険手数料売上	1		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。なお預託金には消費税等は含まれておりません。
(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
・不動産賃借については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定された家主に支払う賃借料および敷金金額を基礎として、弊社使用割合に応じて決定しております。
・サービスの提供については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

05. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

V 直近の2事業年度における財産の状況

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成 18 年度	平成 19 年度
		(平成 18 年 6 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日)	(平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益（△は当期純損失）		△ 116	△ 335
減価償却費		0	41
支払備金の増加額		－	0
責任準備金の増加額		－	1
退職給付引当金の増加額		－	－
賞与引当金の増加額		－	－
価格変動準備金の増加額		－	－
利息及び配当金収入		△ 0	△ 5
有形固定資産関係損益		0	0
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増加額		△ 0	△ 220
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増加額		24	52
その他		－	－
	小 計	△ 90	△ 464
利息及び配当金の受取額		0	5
法人税等の支払額		△ 0	△ 1
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 90	△ 461
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		－	－
有価証券の売却・償還による収入		－	－
	Ⅱ① 小 計	－	－
	(Ⅰ＋Ⅱ①)	△ 90	△ 461
有形固定資産の取得による支出		△ 7	△ 63
無形固定資産の取得による支出		－	△ 11
その他		△ 17	△ 20
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 24	△ 94
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		3,000	
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,000	－
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額			
		－	－
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額		2,884	△ 555
Ⅵ 現金及び現金同等物期首残高		0	2,884
Ⅶ 現金及び現金同等物期末残高		2,884	2,328

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

01. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

現金及び預貯金 2,328 百万円

02. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

03. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 損失処理の状況および諸指標

(単位：百万円)

区 分		年 度	平成 18 年度	平成 19 年度
当期末処理損失			117	351
損失処理額			－	－
次期繰越損失			117	351
利益金に関する 諸指標	一株当たり配当額		－円－銭	－円－銭
	一株当たり当期純損失		14,455 円 39 銭	5,864 円 49 銭
	配当性向		－ %	－ %

(注) 1 株当たり当期純損失は〔当期純損失÷期中平均株数〕により算出しております。

5. 株主資本等変動計算書

<平成 19 年度> (単位：百万円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
前事業年度末残高	1,550	1,450	1,450	△ 117	△ 117	2,882	2,882
当事業年度変動額							
当期純損失				351	351	351	351
当事業年度変動額合計	－	－	－	△ 351	△ 351	△ 351	△ 351
当事業年度末残高	1,550	1,450	1,450	△ 469	△ 469	2,530	2,530

(株主資本等変動計算書の注記)

01. 発行済株式の種類および総数

(単位：千株)

種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	60	－	－	60

02. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 リスク管理債権

1. 破綻先債権 該当ありません。

2. 延滞債権 該当ありません。

3. 3 ヶ月以上延滞債権 該当ありません。

4. 貸付条件緩和債権 該当ありません。

V 直近の2事業年度における財産の状況

3 債務者区分に基づいて区分された債権

1. 破綻更正債権およびこれらに準ずる債権	該当ありません。
2. 危険債権	該当ありません。
3. 要管理債権	該当ありません。
4. 正常債権	該当ありません。

4 ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	平成18年度末	平成19年度末
(A)ソルベンシー・マージン総額	2,882	2,348
資本金又は基金等 (社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を除く)	2,882	2,348
価格変動準備金	—	—
危険準備金	—	—
異常危険準備金	—	0
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額×90% (評価損の場合は100%)	—	—
土地の含み損益×85% (評価損の場合は100%)	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
意図的保有による控除額	—	—
その他	—	—
(B)リスクの合計額 [$\sqrt{\{(R_1^2+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}}+R_5+R_6]$	29	24
一般保険リスク (R ₁)	—	0
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	—	—
資産運用リスク (R ₄)	28	23
経営管理リスク (R ₅)	0	0
巨大災害リスク (R ₆)	—	0
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	19,404.3%	19,533.5%

(注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

【ソルベンシー・マージン比率】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

【通常の予測を超える危険】次の①～⑤の危険の総額

① 保険引受上の危険:保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)

② 予定利率上の危険:積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

③ 資産運用上の危険:保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④ 経営管理上の危険:業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの

⑤ 巨大災害に係る危険:通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

【損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力】

損害保険会社の資本・基金 (社外流出予定額等を除く)、 諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

5 時価情報等

1. 有価証券	該当ありません。
2. 金銭の信託	該当ありません。
3. デリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)	該当ありません。
4. 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引	該当ありません。
5. 先物外国為替取引	該当ありません。
6. 有価証券関連デリバティブ取引 ((7)に掲げるものを除く。)	該当ありません。
7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引	該当ありません。

6 監査法人による監査の状況

弊社は、「会社法」第436条第2項第1号の規定に基づき、SBI損害保険株式会社の貸借対照表、損益計算書、および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書について、監査法人トーマツの監査を受けております。

確 認 書

平成 20 年 5 月 23 日

SBI 損害保険株式会社
代表取締役社長
松井 真治

私は、当社の平成 19 年度の財務諸表に記載された事項が適正であり、当該財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを以下のとおり確認しております。

記

当社は、財務諸表の作成に当たり、体制の構築と、有効に機能する環境を整備しており、以下のとおり適正に機能していることを確認いたしました。

- ① 財務諸表の作成に当たって、業務分担と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切に業務を遂行する体制が整備されていること。
- ② 内部監査部門により、各所管部署における業務を遂行する体制の適切性・有効性が検証され、重要な事項については、経営者へ報告される体制が整備されていること。
- ③ 会計監査人の監査を受け、監査対象となる会計部分の記載内容に関し重要な指摘事項がないこと。
- ④ 当社の重要な情報が、取締役会等へ適切に付議・報告されていること。

以上

主な損害保険用語の解説(五十音順)

か行

- 【価格変動準備金】保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるために、保険会社が資産の一定割合を決算期末に積み立てる準備金のことをいいます。
- 【過失相殺】相手方がある事故において、責任の公平性の観点から双方の過失に応じた責任の割合を定め、責任に応じて損害を負担することをいいます。
- 【契約の解約・解除】解約とは、保険契約締結の後、お客さま（保険契約者）からの請求により、契約の全担保種目の効力を解約日より将来に向かって消滅させることをいいます。
解除とは、保険契約締結の後、法令、普通保険約款または特約条項の規定により、当社またはお客さま（保険契約者）が一方的意思表示によって現存契約の全担保種目の効力を消滅させることをいいます。一般的にはお客さまからのお申し出による「解除」のことを「解約」といいます。
- 【契約の失効】保険契約締結の後、法令、普通保険約款または特約条項の規定によって、意思表示無しに現存契約の全担保種目の効力が消滅することをいいます。
- 【告知義務】保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、および重要な事実について不実の事を申し出てはならないという義務のことです。

さ行

- 【再保険】保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を他の保険会社に転嫁することをいいます。
- 【再保険料】保険会社が締結する再保険契約に基づき、ほかの保険会社に支払う保険料のことをいいます。一方、ほかの保険会社から受け取る保険料のことを受再保険料といいます。
- 【事業費】保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称していいます。
- 【支払備金】決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金の支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。
- 【責任準備金】将来生じうる保険金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金のことをいいます。
- 【全損】保険の対象が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のことをいいます。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいう）、後者の場合を経済的全損といいます。
- 【(損害) てん補】保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険用語の解説

【損害保険契約者保護機構】

損害保険契約者保護機構は、損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者などを保護し、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的として、保険業法に基づき設立された法人です。損害保険契約者保護機構には、日本国内において損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者などが補償の対象となります。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算定団体であり、平成 14 年 7 月に、損害保険料率算定会（昭和 23 年設立）と自動車保険料率算定会（昭和 39 年設立）が、統合し設立された法人です。火災保険、傷害保険、自動車保険等の参考純率、自動車損害賠償責任保険、および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

【損害率】

収入保険料に対する支払保険金の割合のことをいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。

た行

【大数の法則】

サイコロを振って 1 の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど 6 分の 1 に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といえます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【超過保険・一部保険】

保険金額（ご契約金額）が保険の対象とした物の実際の価額（保険価額）を超過する保険のことを超過保険といえます。超過保険の超過部分は無効となります。逆に実際の価額よりも保険金額が少ない保険を一部保険といえます。この場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

【通知義務】

保険を契約した後、契約の条件を変更しなければならないような事実が保険の目的などに生じるとき、保険契約者が保険会社に連絡しなければならないという義務のことをいいます。

は行

【被保険者】

保険の補償の対象となる方のことをいいます。なお、自動車保険の場合は、補償の種類や特約によって被保険者が異なる場合があります。

【被保険利益】

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といえます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするため、その契約が有効に成立するには、被保険利益の存在が前提となります。

【比例てん補】

保険金額が保険価額（保険の対象とした物の実際の価額）を下回っている一部保険の場合には、その不足する割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。

【分損】

部分的損害のことで、全損に至らない損害をいいます。

【法律によって加入が義務づけられている保険】

「自動車損害賠償法」に基づく自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険、強制保険）などがあります。

【保険価額】

保険事故の発生により、被保険者が被る可能性のある損害の最高限度額をいいます。保険によって時価額または再調達価額のいずれかを基準として保険価額を評価します。

【保険期間】

保険の契約期間のことをいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときに生じた損害または傷害については保険金をお支払いしません。

【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

【保険金額】

ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額（補償限度額）です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

【保険契約者】

保険会社と保険契約を締結するご契約の当事者の方で、保険料を負担する方をいいます。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金のことをいい、支払備金、責任準備金があります。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

【保険の目的】

保険をつける対象のことをいいます。自動車保険の場合は自動車がこれにあたります。

【保険約款（普通保険約款・特約条項）】

保険契約の内容を定めたものをいいます。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特約条項とがあります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭のことをいいます。

【保険料即収の原則】

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則のことをいいます。

ま行

【免責条項】

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。

【元受保険料】

保険会社が保険契約者から直接引き受けた保険契約を元受契約といい、その契約によって領収する保険料のことをいいます。



SBI損害保険 株式会社

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18F 〒106-6018

TEL 03-6229-0060 (代表)

www.sbsonpo.co.jp